

令和2年度 公益社団法人ひょうご観光本部 観光拠点整備支援事業 募集要領

1 趣旨

この要領は、「令和2年度 公益社団法人ひょうご観光本部 観光拠点整備支援事業補助金交付要綱」（以下「要綱」という。）第21条第1項の規定に基づき、観光拠点整備支援事業（以下「本事業」という。）の適正な実施に関する必要な事項を定めるものとする。

2 事業目的

観光客の利便性向上や地域の魅力向上など、地域観光の賑わいづくりに資する事業を対象に施設の改修費等を助成し、本県の観光振興につなげる。

3 補助事業の対象となる者

施設等のオーナーや企業、団体及び個人等

4 補助要件

（1）対象事業

- ① 補助事業の対象となる者が、行政と連携し、地域の「賑わい創出」、「観光振興」のために、主体となって自立的、継続的に行う事業であること
- ② 補助事業完了後、不特定多数が利用可能な観光拠点として10年以上活用が見込まれる事業であること
- ③ 原則として、交付決定を受ける年度内に執行および支出が完了する事業であること。ただし、やむを得ない事由により翌年度に繰り越して執行せざるを得ない事情がある場合に限り、公益社団法人ひょうご観光本部（以下「本部」という。）と協議のうえ、繰り越す場合がある。

＜施設改修の事例＞

- ・ゲストハウスなど体験型宿泊施設
- ・地域の魅力を満喫できるレストランや温泉施設等を併設した観光拠点施設
- ・地域住民や観光客にひらかれた工房、ギャラリー・ホール等
- ・観光客や地域住民が気軽に集える情報交流・コミュニティースペース など

（2）対象物件

- ① 企業、団体及び個人等が保有する県内の建築物で、ホテル、ゲストハウス、工房、レストラン等の不特定多数の利用者が見込まれる観光拠点として新たに利活用する建築物
- ② 申請時に居住者又は利用者がおらず、今後も従来の用途に供される予定の無い建築物。ただし、全部又は一部が利活用されている物件の場合でも、既存事業の延長ではなく、新たな事業展開のための初期投資等を行う内容であれば申請可能
- ③ 昭和56年5月31日以前に着工した建築物については、耐震性が確保されていない場合は、改修により確保するなど、耐震性が認められること
- ④ 10年以上にわたり、要件に合致した用に供することが可能であること

5 支援内容

本事業の採択にあたっては、対象物件が所在する市町が随伴して支援することを必須要件としているため、当該市町における予算成立が前提となる。

(1) 補助率 補助対象経費の3／4以内 ※ただし、1,000円未満切り捨て

(2) 補助上限額 外装・内装・設備改修： 24,750千円／件
耐震改修 : 5,625千円／件

(3) 対象経費 観光拠点施設として活用するために必要な下記の費用

科 目	項 目
工 事 費	設計監理費、改修工事、建築工事、電気設備工事、機械設備工事、仮設工事、外構工事、解体工事 等
その他の経費	上記以外で特に必要と認められる経費

【補助対象外となる経費】

- ・土地購入費、土地賃借料
- ・家具・調度品等の什器備品購入費用
- ・間接経費（消費税その他の租税公課、収入印紙代、振込手数料 等）
- ・ランニングコスト、レンタル・リース契約に関する経費
- ・証拠書類（見積書等）によって契約・支払金額が確認できない経費

(4) 他助成制度の併用

本事業以外の助成制度を併用する場合にあっては、要綱第2条に基づく別表に規定する補助事業の対象となる経費から当該助成制度の助成対象となる経費を控除したものを本事業の補助対象経費としなければならない。

6 事業計画の認定

補助事業認定申請書および添付書類の内容を本部において審査のうえ、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めた場合は、予算の範囲内で認定の決定を行い、すみやかに通知する。応募多数の場合等、申請者全員を認定できない場合があるため、予め留意すること。なお、審査結果に関する問い合わせには一切応じない。

7 補助金の交付決定

事業計画が認定され支援対象となった事業主体は、認定額を上限として、補助金の交付申請を行い、本部で審査のうえ交付決定を行う。

8 実績報告

本事業の完了後、要綱第11条に基づき実績を報告すること。

9 補助金の額の確定・支払

補助事業完了後、提出された実績報告書および添付書類等に基づき、交付すべき補助金の額を確定し、精算払により補助金を交付する。

なお、補助対象物件や証拠書類（請求書、領収書等）等について、現地調査を行う場合がある。

10 申請手続き

(1) 募集期間

令和2年10月1日（木）から15日（木）まで

(2) 提出書類一式

- ① 補助事業認定申請書（要領様式第1号）
- ② 誓約書（暴力団排除）（様式第1号の2）
- ③ 実施計画書（別紙1-1）
- ④ 事業費内訳表（要領様式第2号）
- ⑤ 見積書の写し
- ⑥ 建築物の配置図
- ⑦ 建築物の平面図
- ⑧ 建築物の所有者が確認できる書類
- ⑨ 建築物の建築年月が確認できる書類
- ⑩ 耐震性能確認書（要領様式第3号）
- ⑪ 建築物の写真（改修前）
- ⑫ 誓約書（観光拠点整備支援事業）（要領様式第4号）
- ⑬ 承諾書（要領様式第5号）

※補助金の交付を受けようとする者と建築物の所有者が異なる場合に限る。

- ⑭ 賃貸契約書の写し ※建築物を賃借して活用する場合に限る。
- ⑮ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し 【法人の場合】
- 本人確認証明書の写し（運転免許証、パスポート等）【個人事業主（個人）の場合】
- ⑯ 直近3年分の決算書（貸借対照表、損益計算書）【法人の場合】
- 直近3年分の確定申告書または所得証明書の写し【個人事業主（個人）の場合】
- ⑰ 法人の概要が分かるもの（会社概要・パンフレット等）【法人の場合】
- 直近の会計決算・活動実績が分かるもの【個人事業主の場合】
- ⑲ 事前着手届（別記様式1）※必要と認める場合に限る。

(3) 提出方法

申請書をダウンロードのうえ、次の宛先に、「郵送」してください。

※ 新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、持参による提出はご遠慮ください。

※ 送料は申請者側でご負担願います。

※ 裏面には差出人の住所及び氏名を必ず記載してください。

※ 申請に必要となる提出書類については、募集要領にてご確認ください。

公益社団法人ひょうご観光本部（兵庫県庁内）

所在地：〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県庁1号館7階

電話：078-362-3317

(4) スケジュール

- 令和2年10月15日（木） 募集締め切り
- 令和3年3月31日（火） 事業実施期限
- 令和3年4月9日（金） 実績報告書提出期限